

前提 パレスティナ紛争について理解が足りないと自覚する受講生には以下を勧める。

- 高橋和夫『パレスチナ問題の展開』(左右社、2021 年)
- 山本健介『聖地の紛争とエルサレム問題の諸相』(晃洋書房、2020 年)
- 浜中新吾(編)『イスラエル・パレスチナ』(ミネルヴァ書房、2020 年)
- 池内恵『サイクス=ピコ協定百年の呪縛』(新潮社、2016 年)

2023 年 10 月 7 日 ハマス、ガザからイスラエルを攻撃

イスラエルによる反撃の合法性に関する各国の説明

- 2023 年 10 月 7 日付イスラエル発安保理議長宛書簡 ([S/2023/742](#))
 - [憲章](#) 51 条には言及せず。
- イスラエルによる「自衛権」行使を認める国 (以下全て [S/PV.9439](#))
 - 米 (p. 3)
 - 英 (p. 4)
 - 仏 (p. 8. 仏語版では p. 9)
 - イスラエル (p. 11)
 - 日本 (p. 4)
 - ◇ 安保理外での声明
 - [2023 年 10 月 12 日 日・イスラエル外相電話会談](#)
「イスラエルが国際法に従って自国及び自国民を守る権利を有することは当然」
 - [2023 年 10 月 27 日外務大臣会見](#)
「確定的な法的評価を行うことにつきましては、差し控えたい」
 - [衆議院第 212 回国会質問主意書 56 番](#) 2023 年 12 月 1 日答弁
「国際司法裁判所が……発表した……[勧告的意見](#)¹……において、同国には自国の市民の生命を守るために対処する権利がある旨述べられている」
- イスラエルによる「自衛権」行使を否定する国
 - ヨルダン ([S/PV.9439](#) (上記) , p. 12)
 - カタール ([湾岸協力理事会](#)を代表して) ([S/PV.9498](#), pp. 23-24)
 - ロシア ([S/PV.9532](#), p. 4)
 - リビア ([S/PV.9534](#), p. 50)

¹ 薬師寺公夫ほか(編集代表)『判例国際法 [第 3 版]』(東信堂、2019 年) 165、森川幸一ほか(編)『国際法判例百選 [第 3 版]』(有斐閣、2021 年) 110。

- 南ア ([S/PV. 9540](#), pp. 23-24)
- (国連人権理事会パレスティナ独立調査委員会 [2023 年 10 月 27 日声明](#))

論点

以下の論点につき、自己の考えをまとめてくる。その際、予想される反論への回答も用意してくること。

- イスラエルによる「自衛権」の行使は国際法上認められるか
 - 「自衛権」行使を主張する場合、その「自衛権」の法的根拠は何に置かれているか。各国声明の表現の微妙な差異に注意。
- 日本の言う「自国の市民の生命を守るために対処する権利」は「自衛権」か
 - その法的根拠は
- 国際司法裁判所は「壁」勧告的意見で何についてどのように述べたのか
 - 同意見に関する日本の理解とヨルダン・ロシア・南アの理解とは一見して正面から矛盾するが、どちらかが誤っているのか、それとも？
- 仮にヨルダンらの言う理由により「自衛権」行使が認められないとすると、イスラエルによる攻撃は国際法違反か。違反だとすると、どの国際法規範に反するのか。
- 仮に独立調査委員会の言う理由により「自衛権」行使が認められないとすると、イスラエルによる攻撃は国際法違反か。違反だとすると、どの国際法規範に反するのか。

なお、この回では、自衛権行使の要件たる比例性については議論しない。

以上